茄子川郷土史

茄子川と財団の歴史「明治~平成」





立会絵図 明治17年8月13日調製 当時の茄子川村絵図



発刊挨拶

今年は財団設立90周年の節目にあたります。

茄子川のことを知るには、まず、財団の歴史を知っていただくことが大切と考えます。

茄子川地域は東に霊峰恵那山、西に笠置山を仰ぎながら、緩やかな扇状 地形が開けています。

風光明媚、肥沃で豊かな広大耕地を有しており、穏やかな自然風土にあります。

古の時代から茄子川の歴史は脈々と流れ引き継がれてきました。

この節目を捉えて、財団の保有する古文書を紐解き、地域の皆さんに郷土を知っていただくため、本書の編纂、刊行の機会としました。

地域の歴史は、地域の宝です。

「温故知新」使い古された諺ですが、新しい時代を築くには、過去の歴 史を知ることも重要です。

リニアの時代が到来します。

私たちの茄子川を誇り、伝える郷土史となることを願い発刊の御挨拶と 致します。

> 令和5年10月吉日 茄子川地域振興財団 副理事長(兼)編集委員長 水野幸雄

はじめに

茄子川地域と茄子川財団の関わりは、これを切り離して語ることはできない。 茄子川地域は、保古山眼下の西北斜面に向かい広大な扇状地形を成している。

この地勢は、肥沃で豊かな田畑を備え、古の時代から茄子川という1つの地域形態をなす区域として生まれた。

その区域は、茄子川という風土を育み歴史を積み重ねて、今日の茄子川があると考えます。

茄子川区民は、その風土と長い歴史の中で様々の災害、難事等に遭遇し、これを乗り越えてきました。

この経験から学び取り、そこで培った知識、力量(以下。住民力という。)は、時代が変わり、茄子川村から茄子川区、財団と移り変わっても、住民力は根底に脈々と流れ、立派に引き継がれています。

茄子川は、住民力を生かしながら、郷土を思う強い信念と絆で結ばれ、茄子川地域と財団は一心(一致したる心)にて、切り離はなすことができないと考えます。

茄子川村

茄子川村は、江戸幕府の命により、道中奉行が編纂した『御分間御延絵図』に、茄子川村と明記されています。

その後、明治維新の郡区町村編成法により、従来の行政区画の変更のなかった茄子 川地区は茄子川村として復活誕生した。

今の中津川市大字茄子川が茄子川地域です。

茄子川財団

茄子川財団は、民法の規定に基づき昭和8年1月農林大臣の認可を得て、公益法人 茄子川産業振興財団として設立された。

平成の公益法人大改革により、80年の歴史をもつ財団も大きな岐路に立たされた。 住民力の結晶、努力により設立された前財団を引き継ぐため、新法の規定に基づき 新たに県知事の認定を受けて、平成25年4月1日公益財団法人茄子川地域振興財団 が誕生しました。

茄子川財団は茄子川の住民により組織運営されているめずらしい公益財団法人です。

入相支配地から生まれた住民力

江戸時代茄子川は肥沃な田畑を有し、町並みや集落が建ち並び村としてその形態は すでに整っていた。

茄子川村は、この地方では多くの石高を揚げる豊かな村であった。

江戸幕府は旗本に力を持たせないため、領地を分割して与えた、これが入相支配地です。 幕府は茄子川村を、尾張徳川家直轄の蔵入地として、四人の領主の入相支配地とした。 各領主は、入相領地を庄屋、名主、年寄に全て管理を行なわせていた。

入相支配地には、領主は愛着をもたない。

祭事や重要問題等は、全て庄屋、名主らに任せて地域を治めさせていた、その習慣が長く存在した。

この習慣は、茄子川の風土に馴染み長い年月にわたり育まれ、茄子川地域に定着した。 このような歴史の中、地域のことは自分たちで治めるというやり方(住民自治)、 住民力の背景と考えられる。

明治維新により庄屋、名主制度が廃止されたが、その後も庄屋、名主は、そのような慣習経験を生かして、地域の重要な役割りを荷い、区民の先頭に立って、結束(住民の取り纏め)を高め、行動発言し、臆せず事を導かんとする強い意志(自分たちの能力で治る)が茄子川に定着し引き継がれてきた。

郷土に対する強い思い、住民力は今も生きています。

住民力の事例

中津川市への合併反対運動と騒動、源根溜池築造請願と建設運動、財団設立運動など地域に係る重要課題に取り組む姿勢は、時には実行委員会を設置し、住民総参加の体制を敷き実行した、住民力の記録が残っています。

入会権と部落有財産

江戸時代から茄子川住民が里山(保古山に連なる山林一帯)に入山し、旧来からの 入会習慣に基き、もや、柴草、落ち葉等を採取して堆肥にし、田畑の肥とした。

この入会山の採取の権利を入会権いう。入会山〔入会〕は、当時農業は生活の全てであった。農業と耕地、山林は、切り離しては考えられないことから、山林がなければ耕地は不毛化してしまい農業は出来ない。山林と耕地は一体であるということから、入会権や旧慣使用権という権利が生まれた。

明治維新の地租改正により、茄子川区が管理していた一村総持ちの山林は、入会権がある部落有財産で、この財産が財団設立時の基本財産です。

茄子川区の公共事業

部落有財産は、茄子川区が割山(わりやま)や田畑を地域住民に貸与し、面積に応じて賃貸使用料を徴収した。

この賃貸使用料は、毎年度茄子川区会の事業予算として諮られ、地域住民の要望等を 受けて茄子川地域の公共事業に充当された。

茄子川区会には、区長、代議員会が置かれ、茄子川区民の要望、意見を受けながら 坂本村の行政とは別に、茄子川区独自の公共事業等を行っていた。

既に茄子川区では、独自の住民自治がこの時代から行われていた。

*茄子川区会とは

明治の郡区町村編成法により、茄子川村が誕生した。

明治30年に千旦林村と茄子川村が合併、坂本村となった。

しかし、両村は従来の区制を踏襲して、坂本村の中に千旦林区、茄子川区が存在して、行政事務が行なわれていた。

*茄子川区会の自主運営

村の行政は、租税収入により賄われ、住民福祉の向上や公共事業等に充当され、行 政運営が執行されていた。

茄子川区では、区民に貸与した土地(部落有財産)の賃貸料収入を資金(財源)として、村の行政と合わせて茄子川地域の振興を図る公共事業等を自主的に行い、個性ある独自運営を行なっていた。

今の地方自治法でいう、普通地方公共団体(市町村)と特別地方団体(財産区)に 類似した形態のようなものが茄子川区と坂本村との関係であったと考えられる。

部落有財産の整理処分

坂本村は、県の進める部落有財産林野の整理、入会地の統一とその帰属の明確化事業に従うかたちで、部落有林野の整備を進めた。

この時、坂本村には、千旦林区、茄子川区が存在していた。

村は茄子川区有地の管理のあり方について検討をすすめた。

昭和4年茄子川部落有財産整理委員会を設置し、財産の処分について調査研究、併せてこの事務を行う整理事務所を設けた。

部落有財産整理委員会は、茄子川部落有財産の処分方法について、具体的にその事務を進めるため、別に起草委員会を設け、処分案の起草策定を任せた。

起草委員会は、7名の委員で構成され、県林政課の専門技師を招聘し、指導を仰ぎながら処分案が策定された。

昭和5年11月27日の茄子川部落有財産整理委員会は、起草委員会の処分基本方針を 満場一致で議決した。

部落有財産の処分基本方針

- 1 土地は、現在貸し付けている者に売却する。 売却代金は、坂本村へ寄附し、茄子川地区の公共事業に充当すること。
- 2 諏訪神社に係る土地、山林は、神社へ寄附する事を条件に坂本村へ無償譲与する。
- 3 土地、山林で割り山として、貸与しているものは、条件を付けて坂本村へ無償譲与する。
- (1) 割り山の権利義務その他一切を村において継承する。
- (2) 永久に茄子川住民に使用収益をさせるものとすること。
- 4 坂本村へ無償譲与した土地山林は、法令その他の事由により、村財産を分割せんとするときは、元譲与したる茄子川住民所属の法人団体の所有とすること。

起草委員会の特記事項

将来必要を感じて、法人団体を設置するとしても、上級庁の承認なき議は削除する も放つなしと記されている。

*上級庁の承認とは、公益法人のことの示唆である。

処分方針の中で特に記録に残された事項

- (1) 公共事業については、特に源根溜池の築造建設を明示した。
 - その他の公共事業について区民より陳情書を提出してもらい、村長に要望した。 昭和7年茄子川区会において、源根溜池新設の件が議決され併せて源根溜池工 事請願運動の件も議決され、実行委員会を組織して、請願、陳情行動を重ねなが ら、県知事に請願書を提出した。
- (2) 茄子川区では、既に昭和4年頃から部落有財産ありかたの県の動向を事前に承知していた。
- (3) 部落有財産のあり方等について、茄子川区会内部で既に、住民所属の法人団体の設立の調査研究が進められていた。

高山市出身の牧野英一法学博士が民法の権威者であることから、区民のつてを頼りに法人団体の設立について幾度も相談に訪れ、その指導を仰いでいた記録が残されている

公益法人茄子川産業振興財団の設立

茄子川地域の山林等の財産を住民のために如何に維持管理し、地域の発展と子孫にいかに残していくべきかとの研究が区会にて長年行なわれていた。

この機会は、部落有財産の整理統一処分という行政を取り巻く環境の変化により訪れた。

村議会で財産の処分方針が決定され、この決定に基づき法人団体の設立の機運が急に高められた。

この変革期を捉えて、今まで長年、研究し、温めてきた法人組織の設置について、 この好機に合せるように、高い識見と英知を有する方々の努力により、茄子川財団の 設立が成し遂げられた。

この財団設立の道のりは厳しいものだったことが、残された記録から推察できる。

坂本村議会の議決

坂本村議会は、公有財産を特別基本財産として、茄子川地区の振興発展に資することを目的として、昭和7年3月28日村財産の処分について、条件を付して、公益法人茄子川産業振興財団設立のため財産譲与(寄附行為)の議決をした。

財団の設立目的

財団の設立目的を、茄子川地域における産業の振興及び環境の整備に寄与することを設立目的とした。

目的事業は、農業業務の改良、山林の育成と整備改善、環境の整備改善その他財団の目的を達成するために必要な事業とした。

険しかった農林省の認可

設立認可の上級官庁は、事業目的に基づき農林省であった。

認可の道のりは険しく、国の認可を得る事前協議として、県庁に出向き、何回も農 林課をはじめ各課を訪れ、協議を重ねた。

この県協議の後、国への認可申請事務が始まり、設立の趣旨を理解、説明するため 幾度となく農林省を訪れ文書課の山積み書類の中から設立申請書を通過してもらい、 農林大臣の決裁許可までに何ヶ月も要するのが通常の経過であった。

この時の農林大臣は、牧野博士の弟 代議士牧野良三氏であった、この好機は重なるもので、申請人は村長の篠原基一氏で茄子川の人であった。

ことは地元出身の大臣という有利性を生かして3,4日中に認可を漕ぎ着けようと 嘆願を繰り返したが、県との協議のようには進めず苦慮したこと又、農林省各課に陳 情に行き、その夜、雪が降る中(夜来降雪中、目下約三寸前途尚積雪ノ次第二候「原文」)でも、各課長の私邸まで訪問して懇願した苦労の様子や東京まで来たのに東京見物も出来ないこと、そして、区民の大きな期待が込められた請願署名簿を携えて、認可を得るための悪戦苦闘の行動状況が、記録に残されている。

今では、東京まで約2時間での距離であるが、この時代は一中夜掛かりの上京で、 その苦労の度合は計り知れなく、今では理解できない行動力に感服である。

公益法人茄子川産業振興財団は、昭和8年1月25日農林大臣の認可を取得て、設立された。

この財団は、茄子川区及び茄子川造林土工森林組合を、継承した公益法人です。

新法人地域振興財団の誕生

平成の大改革、公益法人改革に伴い茄子川財団は、大きな岐路に立たされた。この存続のため、事業目的を大きく転換しなくてはならないこととなった。

茄子川地域の振興発展を図ることを基本理念に掲げて、新法の規定による公益財団 法人茄子川地域振興財団として、平成25年4月1日県知事の認定を取得し、新しく生 まれ変わった。

この新しい財団では、少子高齢化社会に対応した地域の活性化対策として、若者が地域に定着し安心して暮らせる地域づくりと生活環境の整備に図り、地域振興に取り組む財団です。

その具体的事業は、住宅用地の賃貸使用料を低廉価格に設定して、安心して住宅建設ができることで、若い人たちが地域に定着でき、地元企業で働くことができる定住 化促進事業に取り組んでおります。

その実績は中津川市で唯一人口増加地区であること、併せて高齢化率は市内で一番の低率を維持しており、多くの若者が安心して暮らせる茄子川地区となっています。

地域振興策の助成事業では、地域の集会所の建設事業、トイレの水洗化事業、溜池、 農業用水改修事業、通学路の交通安全人形設置事業、ごみ収集施設建設事業など住民 生活に直結した生活環境の整備事業に助成しております。

また、リニアの開通に併せて首都圏からの時間的な距離が大きく短縮されることから、本社機能を有する先端企業の誘致を計るため、中津川市との協定に基き、若者の働く場所確保のため、工業団地建設用地の提供支援を図り、地域の発展と活性化に大きく貢献できる事業を進めています。

茄子川の歴史に残る事業

茄子川造林土工森林組合

部落有財産の割山に賃貸契約に基き、地上権を設定して、この地上権を森林組合に 出資し、組合員として森林の維持管理を積極的に行なうため、大正5年に茄子川造林 土工森林組合が設置された。

この森林組合は、山林事業だけでなく、苗圃事業から植林、伐採そして溜池改修、 道路改修等手がけて、地域の雇用を生み出す事業を実施して賃金収入を得ることので きる仕組みを創り、地域に大きな効果をもたらした。

この森林組合は、財団の設立に伴い解散となった。

耕地整理組合の設立

茄子川区には、未開発の土地が多く存在していたため、明治から大正にかけて、坂本村と茄子川区は開拓(開墾)事業を奨励し、助成制度を設けて事業の拡大促進を図った。

第1耕地整理組合、第3耕地組合等の開拓事業はその走りとなった。

これが見本となって、次々に各部落で整理組合を組織して開拓が進められた。

茄子川区は、事業資金を調達するため、地元で財力のある人たちに事業資金の出資を募って資金としたり、信用組合の保証人として事業資金を借り、その見返りに償還金の助成など手厚い支援を行い開拓事業をすすめ、区内に多くの農地を生み出し耕作地の拡大を図った。

この事業は、地元雇用対策や不況対策事業に大きく貢献した。

開拓地の主なものは、古くは鯉ヶ平、広久手、明治では、二軒家、その後上平、曙の開拓事業であるが、個人開拓(開墾)申請も多数あって,村、区はこれらにも手厚い援助を行なった。

開拓事業に伴い茄子川地区には大小さまざまの多くの溜池が誕生した。

この開拓事業に伴い、茄子川地区に他町村からの多くの人が入植された。

入植者は、大変な苦労を重ねながら開拓を成し遂げられて、多くの耕地が誕生した。 この開拓により人口は増加し、今日の茄子川地域の発展に大きく貢献した事業です。

不況対策事業

昭和7年ころから、特に国の経済が疲弊し、地域住民の生活が苦しくなって行くことから、茄子川区会では「不況に対して経済界はこれを考慮する件」として議案決議した。本来なら国、県、市町村が、これは関わるべく事項であるが、茄子川区では、地域にもかかわる事であるから、区会で提案し審議する必要があるとして、あれこれ議論が重ねられ、茄子川区会で「不況救済事業に関する件」として議決し、不況対策委員を設け、この対策に当ったと議事録に残っている。

そのため、茄子川区では、溜池改修、用水修繕、道路修繕(道なおし)等の単独事業を計画して、県農山村不況対策事業の奨励助成金を活用し、併せて区会計でも助成金を計上して地元住民の賃金収入を増やすことで、この不況を乗り越える事業を進めた。

また源根溜池の建設事業も、この不況対策の対応事業として、国、県、村補助金を 活用として、茄子川区、財団が多額の資金を援助した。

養蚕産業

明治中期から昭和はじめころにかけて、茄子川地区の農家は養蚕業が副業として普及した。茄子川でも蚕種製造業の鑑札を受けたものもいて、村の主要産業となった。 茄子川区では、田畑を桑畑に変更するための財政支援など養蚕産業の支援育成に努めた。 このように、茄子川区、茄子川財団の行動(活動)を見ると、単なる団体組織ではなく、地域建設事業や行政機能まで行い、茄子川地域を牽引する公的な機関であった。 茄子川地区の発展は、その時々の人々の智恵、努力により、今日の茄子川があります。 歴史が育んだ住民力という財産は、脈々と子々孫々に引き継ぎ残したいものです。 大切なことは、歴史から学び、郷土を知り愛することだと考えます。

茄子川の部落有財産の経過

明治4年の廃藩置県により藩主の持っていた領地は明治政府の直接統治下とされた。 明治5年名古屋尾張藩から岐阜県に引き継がれた。

政府は、官有地、私有地、公有地に区分した。

茄子川村は、江戸幕府時代から存在し、明治政府になって、これを引き継ぐ坂本村が誕生した。

村民が薪、炭、落ち葉(堆肥)を収集するため、入会山は公有地とされた。 明治9年地引帳が作成された。

県は、地引帳の作成を戸長に命じ、その手順として、耕地と山林に分け、田、畑、屋敷、山林、原野、池沼、官有地、公有地、神地、墓地に総て1通で調べることと しかし、入会山は番外と心得るべしと記されている。

これが一村総持ちの入会地で部落有財産である。

これが後の土地に係る基本公簿となった。

明治37年坂本村は、基本財産特別基本財産積立金穀及び不動産管理規程を施行した。 この規程は、村の基本財産の管理を定めたものであった。

しかし、この規程に係る土地以外の土地については、細則によるものとした。

村では、坂本村茄子川区有地貸付に関する細則を定め、茄子川区有地を開墾、溜池、 水路等に区分して、貸付の管理を行なった。 明治43年茄子川区山林分割貸付に関する規定を定めた。

分割山の配分、貸付料、期間等を定め管理した。

茄子川区は、村の基本財産管理規程に基づき、区有地の管理権と貸付料徴収権を得て、茄子川区の独自運営が行なわれた。

区内の事業予算、決算は、村議会及び茄子川区会で議決されていた。

部落有林野財産の処分(寄附行為)に基き、昭和8年茄子川財団が設立され、茄子川区の自主運営は消滅した。

財団設立により、土地の賃貸料収入を用いて、住民のための公益事業を幅広く弾力 的に地域の要望を受けて推進でき地域振興がより図れるようになった。

参考に

明治29年明治政府から訓示を受けた。(「訓示」は厳重注意のこと) 村は財産管理について、茄子川区長に放任し、『管理証も徴収しない向きがある』と

して(「訓示」は厳重注意)しているが、これが明治37年の管理規程に生かされた。

第1章「開墾の歴史」

「開墾の歴史」		1
字西通りの開墾 (明治28年)		1
字坂本、字広久手、字鳳雲庵の開墾 (明治28年~	~30年)	1
字坂本の開墾 (明治29年)		1
開墾願いによる認可証 (明治30年)		2
坂本村の開墾規約 (明治30年)		2
茄子川区有土地貸付に関する細則 (明治37年)		3
字西通り、字中畑の開墾 (明治42年)		3
字中垣外、字鳳雲庵の開墾と溜池 (明治42年)		4
字中垣外、字青木ヶ原の開墾 (大正2年)		4
学校林の開墾 (大正2年)		4
二軒屋の開墾 (大正2年)		5
ロンチの開墾 (大正2年)		5
旧御料林の開墾 (大正4年頃)		6
二軒家の開墾 (大正4~5年頃)		6
馬捨場の開墾 (大正5年)		6
耕地整理組合の歴史 (大正5年)		7
地上権の設定 (大正5年)		7
中外戸、二ツ岩、中畑の開墾 (大正6年)		8
二軒家開墾の歴史 (大正6年)		8
年貢米の値上げ		9
耕地整理組合と区の関係 (大正9年)		9
開墾の願書 (大正8年~大正10年)		10
第1耕地整理組合掟米軽減の決議 (大正10年)		10
茄子川区米の売却 (大正11年)		10
茄子川区有地土地の管理 (大正13年)		11
第1及び第3開墾耕地整理組合の収支状況(大正14年)	11
耕地整理組合会計(開拓) (大正14年)		11
論地の開拓 (大正14年)		12
音坂と青木ヶ原開墾 (大正14年)		12
第1耕地整理組合の会計(大正15年)		12

耕地整理組合の会計 (昭和4年)	 13
第6耕地整理組合の会計 (昭和4年)	 13
無届開墾 (昭和5年)	 13
区有地整理事務所と丈量 (昭和6年)	 13
二軒屋の開墾と丈量 (昭和6年)	 14
茄子川の耕地と開墾 (昭和7年)	 14
耕地整理組合の設立状況 (昭和7年)	 14
第6耕地組合の会計 (昭和7年)	 15
堤下の開墾 (昭和9年)	 15
第6耕地整理組合の開墾協定 (昭和9年)	 15
開田売買契約書	 16
中畑の開墾 (昭和9年)	 16
第1耕地組合の実測調べ (昭和9年)	 16
開墾と茄子川区会協議会 (昭和10年)	 17
第6耕地整理組合の総会 (昭和10年)	 17
兵舎跡地の開墾 (昭和25年)	 18
曙の開墾 (昭和21年)	 18
開拓地の処分 (昭和41年)	 18

第2章「分割山の歴史」

分割山の歴史		19
里山の歴史(江戸時代)		20
里山の歴史(明治)		20
里山と分割山(明治維新後)		21
里山と間民有地区分 (明治7年)		21
里山と土地管理の歴史(村総持) (明治7年頃)		22
茄子川部落有財産と割山の沿革 (明治23年から)		22
分割山の売買 (明治26年)		22
分割山の管理 (明治26年)		23
地券書 (明治26年)		24
分割山 (明治26年)		25
茄子川村の分割山規程 (明治28年)		25
坂本村の分割山規程 (明治30年)		26
恵那郡山林会規程 (明治30年)		26
分割山の分割状況 (明治30年頃)		26
山林の管理 (明治30年頃)		27
分割山の売買 (明治32年)		28
里山管理 (明治32年頃)		28
割山、部分山の歴史 (明治32年頃)		28
茄子川区山林分割貸付の定め (明治)		29
坂本村と不動産管理規程と茄子川区有地貸付	細則	30
山林分割貸付規程 (明治43年)		30
県の部落有財産の統一 (明治43年)		31
分割山の権利証 (大正12年)		31
分割山の掟米 (大正13年)		32
分割山名義書換届 (大正14年)		33
分割山の伐採事件 (大正15年)		33
音坂の松虫被害 (大正15年)		33
里山管理と部落有財産 (昭和3年)		34
組別分割山掟米 (昭和6年)		34
分割山の区分 (昭和7年)		34

分割山の保安林 (昭和7年)	 35
分割山の売買 (昭和9年)	 35
分割山の年貢掟米改正の件	 35
鳥舎 (トヤ) (昭和15年)	 36
分割山使用料 (昭和24年)	 36
陶土の採取収入 (昭和24年)	 37
分割林の木材活用 (昭和24年)	 37
分割山賃貸料 (昭和35年)	 37
分割山の使用料 (昭和36年)	 37
財団直轄地と分割地 (昭和39年)	 38
下山 (下山とは) (昭和39年)	 38
分割山の年貢 (昭和40年)	 38
財団の割山制度 (昭和40年)	 39
分割山(念書) (昭和50年)	 40
里山のハングライダー基地 (平成2年)	 40
森林総合整備事業の実施 (平成2年)	 40
割山組合の調べ (昭和40年と平成7年)	 41
森林整備地域活動の協定 (平成17年)	 42
分割山の現状 (平成19年)	 42
地域防災対策総合治山事業 (平成22年)	 43

第3章「青木ヶ原開発と下山開発の歴史」

青木ヶ原開発と下山開発の歴史		45
兵舎のこと (明治43年)		46
演習場内の家屋建設 (昭和10年)		46
軍用地払下げ (昭和26年)		46
農業センター建設 (昭和33年)		47
ミキ観光開発と恵那峡パークゴルフ場 (昭和42	年)	47
ゴルフ場建設の流れ (昭和50年頃)		48
青木ヶ原ゴルフ場建設の動き		48
ユーグリーンゴルフ場の建設 (昭和58年)		49
ユ―グリンゴルフ場建設の経過 (昭和58年~62年)	50
中核工業団地建設、運動公園、流通団地の建	設 (昭和59年)	51
特別委員会設置		51
青木ヶ原開発に対する締結方について (昭和60	年)	52
日建開発ゴルフ場建設に伴う土地賃借契約(昭和60年)	54
下山分割山解約 (昭和61年)		54
中核工業団地の企業誘致 (昭和61年~)		54
ゴルフ場問題について区長へのお知らせ(茄子川	区長会) (昭和61年)	55
青木ヶ原ゴルフ場建設 (昭和62年)		55
三者協議(昭和62年)		55
青木ヶ原高原開発㈱と賃貸借契約 (昭和62年)		58
ゴルフ場建設と割山の権利放棄 (昭和62年)		59
利益配分と税 (昭和62年)		60
恵那峡パークゴルフ場建設 (昭和62年)		60
分割山解約について覚書(昭和62年)		61
不祥事と流布 (昭和62年)		61
青木ヶ原高原開発三者協議会 (昭和62年)		61
ゴルフ場の賃貸料 (昭和62年)		62
ゴルフ場の水問題 (昭和62年)		63
日建開発のゴルフ場増設計画について (昭和63	年)	63
曙ミニゴルフ場 (昭和63年)		63
林間学校の樹丰(書木ヶ原開発) (四和62年)		64

下山立木補償契約について (昭和63年)		64
評議員会ゴルフ場建設容認 (昭和63年)		64
青木ヶ原開発推進協議会 (昭和63年)		64
ユーグリーンゴルフ場の水利関係 (平成元年)		65
賃貸料の使途について (平成元年)		66
環境対策委員会 (平成2年)		66
青木ヶ原ゴルフ場環境対策委員会 (平成2年)		67
青木ヶ原ゴルフ場環境対策員会の会計報告(፯	平成 2 年) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	67
青木ヶ原開発推進協議会の解散 (平成2年)		67
中津川運動公園事業 (平成6年)		68
茄子川諏訪地域の農業用水に関する覚書 (平成	(7年)	68
近隣のゴルフ場土地賃貸料 (平成9年)		69
恵那峡パークゴルフ場賃貸料 (平成10年)		67
恵那峡パークカントリークラブ賃貸契約変更	(平成13年)	69
恵那峡パークゴルフクラブの設立経過 (平成13	年~平成15年)	70
ユーグリーンゴルフ場土地賃貸借契約の更新	と変更 (平成15年)	70
恵那峡パークゴルフ場土地賃貸借契約の更改	(平成16年)	70
ユーグリーンゴルフ場賃借契約の変更 (平成17:	年)	70
ユーグリーンゴルフ場賃貸借契約の変更 (平成	[25年]	71
㈱恵那峡パークカントリークラブの解散と 太陽光発電について いっぽん	平成28年)	72
恵那峡パークの破産に伴う新契約について(ヨ	平成29年)	72
サラダコスモとの賃貸借契約について (平成29:	年)	73

第4章「災害の歴史」

茄子川の災害について	 75
明治37年大災害の記録 (明治37年)	 76
四ツ目川災害 (昭和7年)	 76
枯穂被害 (昭和10年)	 76
9・28災害 (昭和58年)	 76
9・19災害 (平成元年)	 77
備蓄倉庫の設置 (平成15年)	 77
防災治山事業(平成21年)	 77
東北大震災に対する義援金について (平成23年)	 77

第5章「交通の歴史」

茄子川の交通 (道路、鉄道)		79
道路の歴史		
中山道のこと (文化3年)		80
国道8号線 (明治維新後)		80
往還と中山道 (明治26年)		80
中山道~国道へ (明治44年頃)		81
中山道筋と旧国道 (大正8年)		82
坂本村道路認定図		83
国道19号開設に伴う地主への見舞金助成(昭	引和37年)	83
拡張工事に伴う地元住民への見舞金(昭和37年	F~38年)	83
中央道建設 (昭和41年)		84
中央道建設と土地処分(昭和46年)		84
二軒屋農道(昭和53年)		84
南部農道建設 (平成5年)		85
国道19号線拡巾工事 (平成15年)		85
濃飛横断自動車道の計画 (平成25年)		85
鉄道の歴史		
国鉄中央線の用地 (明治33年頃)		86
国鉄中央線鉄道工事 (明治33年)		86
鉄道用地買収 (明治34年)		86
中央線工事 (明治35年~41年)		87
美乃坂本停車場の設置 (大正5年)		87
停車場設置の地元負担区分 (大正5年)		88
停車場設置に伴う住民要望 (大正5年)		88
美乃坂本駅の設置に伴う財産処分 (大正5年)		88
恵那郡長よりの認可通知		89
美乃坂本駅の開設 (大正6年)		90
区有財産処分地の調査委員(大正6年)		90
国鉄中央線複線化事業 (昭和40年)		91
中央新幹線《リニアモーターカー》の話題	(昭和59年)	91
リニアのまちづくりに向けて (平成25年)		91
地名(残しておきたい名称)なつかしい記録	禄	92
〈古い書類から〉		92
古い呼び名・地名		92
尺貫法による計量単位 (現在は使われていない)		93

第6章「茄子川村及び区の歴史」

茄子川村及び区行政の歴史	 95
行政 茄子川の沿革	 96
茄子川村の誕生 (明治維新後)	 98
茄子川の財産 (明治5年)	 99
選挙制度 (明治11年)	 100
廃藩置県と地租	 101
土地と大化の改新 (文献参考)	 102
村の行政 (明治初期)	 102
郡長の任命 (明治12年)	 104
茄子川の人口 (明治14年)	 105
官選区長と茄子川行政 (明治17年)	 105
組合村役場 (明治17年)	 105
組合村から坂本村 (明治21年~)	 106
組合村長選挙 (明治22年)	 106
役場新築と位置 (明治25年)	 106
組合村と茄子川区の関係 (明治22年~)	 107
分合町村の財産処分明治初期の村づくり	 108
厳しい国の行政指導行政 (明治29年)	 108
坂本村の合併議決 (明治29年)	 109
第1回坂本村議会 (明治30年)	 109
茄子川区の運営 (明治35年頃)	 110
田植え時期の統一 (明治36年)	 110
害虫発生の通知 (明治37年)	 112
茄子川区会議員の当選通知 (明治30年)	 112
二軒家の境界 (明治31年)	 113
茄子川の人口 (明治32年)	 114
金屋橋修繕 (明治36年)	 114
茄子川区会の状況 (明治38年頃~)	 114
行政区と区長の設置 (明治44年)	 116
収入役の選任の件 (明治44年)	 116
町村制と茄子川区 (明治44年)	 117
村有財産の管理 (明治45年)	 117

茄子川の行政の流れ (明治~大正)	 118
大正時代の茄子川行政 (大正時代)	 118
茄子川区会 (大正4~5年)	 119
二軒家の設置 (大正8年)	 120
茄子川区 (大正12年)	 120
醬油会社事務室での区会開催 (大正12年)	 121
茄子川区会録 (大正12年)	 121
茄子川区会録 (大正13年)	 122
鳥屋の入札 (大正12年)	 122
美恵橋への寄付 (大正13年)	 123
茄子川区会録 (大正13年)	 123
役員の選出 (大正13年)	 123
山林の貸与願い (大正14年)	 123
茄子川区事務所建設 (昭和2年)	 124
茄子川区区会録 (昭和2年)	 124
公共事業の補助(消防、学校) (昭和3年)	 124
茄子川区の行政 (昭和3年~7年)	 124
茄子川区の行政 (昭和4年)	 125
部落有財産の処分 (昭和4年)	 126
火災の見舞 (昭和4年頃)	 127
茄子川区不作時の年貢 (昭和4年)	 127
山林失業救済農事業 (昭和5年)	 128
葬具貸与事業 (昭和6年)	 128
茄子川区会の不況対策事業 (昭和7年)	 129
潰地対策事業 (昭和7年)	 131
救済農土木工事事業 (昭和7年)	 131
救済農土木工事事業 (昭和7年)	 131
婦人会の結婚改善のこと	 132
茄子川区会の会計区分 (昭和8年)	 132
町内会等の設置 (昭和15年)	 132
坂本村の財産 (昭和29年)	 133
茄子川の戸数 (昭和40年頃)	 133

恵那市との行政界について (昭和41年~43年)	 133
国土調査の実施 (昭和63年)	 134
坂本財産区と財団の関係 (平成2年)	 134

第7章「森林組合の歴史」

	森林組合の歴史	 135
	生存のための林野	 136
ħ	市子川村の林野	
	地上権の設定 (大正4年)	 137
	茄子川造林土工森林組合の設立 (大正5年)	 138
	山林の貸地料金 (大正6年)	 140
	森林組合の会計 (大正6年~)	 140
	森林組合会計簿 (大正6年~9年)	 142
	植林の状況 (大正6年~14年)	 143
	森林組合の推移 (大正6年)	 143
	森林組合の収支決算状況会 (昭和3年~5年)	 144
	地上権設定と処分委員会 (昭和5年)	 144
	森林組合の出納簿 (昭和6年)	 145
	森林組合脱退届 (昭和7年)	 146
	地上権設定契約解除(昭和7年)	 147
	森林組合の解散 (昭和9年)	 147

第8章「茄子川の部落有財産の歴史」

	茄子川部落有財産の歴史	 149
	墓地について	 149
	茄子川の部落有財産	 150
	部落有財産と旧慣使用権	 150
	明治の間民区分 (明治7年)	 150
	村の区有財産管理の状況 (明治29年)	 151
	神社、(皇宮) 有地の区分 (明治34年)	 151
	墓地の管理区分 (明治35年)	 152
	茄子川財団と里山(部落有財産)について	 152
	旧財産区制度化での茄子川の基盤づくり	 153
	茄子川区の財産管理 (明治37年)	 154
部	落有財産	
	一村総持の整理 (明治41年)	 154
	部落有財産の統合 (明治43年)	 155
	部落有財産の整理 (明治43年)	 156
	区有土地の管理 (明治維新後)	 157
	区有財産の整理 (大正5年)	 158
	土地貸付の状況 (大正10年頃)	 158
	土地貸付の状況 (大正14年)	 158
	土地管理委員会(大正15年)	 158
	割山の賃貸料 (昭和6年)	 159
	双子塚の採掘のこと (昭和6年)	 159
	区有土地部落有財産の管理 (昭和7年)	 159
	茄子川部落有財産調(昭和7年)	 160
	農地解放と財団 (昭和23年)	 160
	農地解放と賃貸料	 161
	財団土地の借入について (昭和36年~37年)	 161
	根の上の山林 (昭和63年)	 161
	運動公園の用地 (昭和63年)	 161
	公共用地使用貸借について (平成5年)	 162
	担保物件の不承認	 162
	茄子川財団所有墓地 (平成12年)	 163

財団有地の管理 (平成19年)		163
保古の湖建設と土地交換 (平成21年)		164
保古山の管理 (昭和6年)		166
諏訪神社が財団へ管理を移行した土地 (平)	成11年)	167
地役権の設定について (平成24年)		168

第9章「茄子川の財政運営の歴史」

茄子川の財政運営について	
財政運営から見た茄子川の歴史 (明治28年頃~)	
茄子川区会の会計	172
隔離病舎建設 (明治32年頃)	173
きの子山税、鳥屋税収入 (明治35年~36年頃)	173
茄子川区費明細 (明治36年頃~38年)	
茄子川区会決算 (明治43年度、44年度)	
茄子川区の財政状況 (明治44年)	
茄子川区財産明細書 (大正7年)	
茄子川の財政状況 (大正9年頃)	179
茄子川区会の会計 (大正元年~大正15年)	
茄子川区会の会計 (大正12年~)	
茄子川区の会計(掟米) (大正14年)	
茄子川区会の決算 (昭和3年~昭和7年)	
茄子川区の財産台帳 (昭和3年頃)	
茄子川区の積立金財政 (昭和3年)	
茄子川区の取引銀行 (明治初期)	
茄子川区会決算(大正5年)	
茄子川区会の支出命令書 (大正15年)	
茄子川区の会計区分 (昭和4年)	
茄子川区会の出納簿 (昭和7年)	
茄子川区の借入金と公共事業 (昭和7年)	
年度別収支決算状況 (昭和7年~)	
茄子川財団の会計 (昭和20年)	205
財団会計 (昭和43年4月)	205
地域振興の助成金(下水道基金の設置)	207
バブル崩壊と財団の資金運用管理 (平成13年)	207
財政状況地域振興財団(平成25年度~平成30年度)	208

第10章「賃貸料の歴史」

賃貸料の歴史	213
賃貸料の推移(田、畑、宅地) (大正4年)	214
賃貸の推移(小作米、貸家料、貸地料)	(大正12年)
鳥屋税、土地税 (大正13年)	215
賃貸料の推移 (昭和3年)	215
提米金の徴収 (昭和3年)	215
提米改正の件 (昭和9年)	215
賃貸契約の変更 (昭和9年)	216
年貢の徴収日 (昭和9年)	217
二軒屋の掟米問題 (昭和10年)	217
二軒屋掟米の争い(昭和10年)	217
二軒屋掟米の訴訟 (昭和10年)	218
貸付料の推移 (昭和10年~12年代)	219
二軒屋問題の裁定 (昭和11年)	221
枯穂災害による減額 (昭和12年)	221
提米の改正 (昭和12年)	222
提米収納日の決定 (昭和14年)	222
粘土採掘の料金 (昭和19年)	222
土地賃貸借期間の変更 (昭和39年)	222
賃貸料の推移 (昭和36年~51年)	224
敷地造成と賃貸料 (昭和41年)	224
賃貸料の改定と割山年貢 (昭和43年)	224
賃貸料の推移 (昭和44年~平成9年)	225
賃貸料の値上げ (昭和56年)	226
賃貸料の値上げ (昭和63年)	226
賃貸料の値上げ (昭和64年)	226
土地の貸付条件 (平成7年)	227
賃貸料の見直し (平成10年)	228
抵当権の設定 (平成21年)	228
賃貸契約の見直し要望 (平成24年)	228

第11章「産業の歴史」

産業の歴史	 231
茄子川窯業のこと (弘化2年頃~)	 232
茄子川焼 (明治から大正時代)	 232
茄子川の瓦製造のこと (明治~)	 233
茄子川馬場氏と陶器(窯業)	 233
茄子川の陶器生産 (明治7年~24年)	 233
茄子川焼と成瀬誠志	 234
茄子川の養蚕のこと (明治15年~)	 235
養蚕原種合格証 (明治44年~)	 235
坂本館の蚕種製造 (大正6年頃~)	 236
茄子川の農業(年貢米の減) (昭和7年)	 237
農業振興施策(昭和10年)	 237
米の増産奨励 (昭和20年)	 238
醬油会社のこと (大正2年頃~)	 238
鳥屋のこと	 238
木炭の産業 (昭和17年)	 239
石材業のこと (明治44年)	 239

第12章「財団の歴史」

財団の歴史	
財団設立の歴史	 24
財団設立への道のり	 242
起草委員会 (大正9年)	 242
財団設立	
部落有土地整理委員の選任 (昭和2年)	 243
区有土地の管理 (昭和3年)	 243
県への協議(昭和3年から7年)	 243
財団設立のための組織(昭和5年)	 244
財産処分(昭和5年)	 245
処分案起草委員(昭和5年)	 245
処分案 (昭和5年)	 246
起草委員会 (昭和5年)	 24
部落有財産処分承認のこと (昭和5年)	 248
部落有財産の処分事務所設置 (昭和5年)	 248
組合の解散 (昭和5年)	 248
財団設立の提起 (昭和6年)	 249
財団の設立準備 (昭和7年4月~昭和8年2月)	 249
茄子川産業振興財団の名称 (昭和7年)	 252
坂本村財団設立に伴う議案の提出(昭和7年)	 253
設立時の財産	 254
部落有財産処分議決(昭和7年)	 25
財団設立と茄子川区会の動き (昭和7年)	 255
設立運動費 (昭和7年)	 256
茄子川産業振興財団の寄附行為 (昭和8年)	 25′
財団設立(請願書) (昭和8年)	 258
財団設立の許可 (昭和8年)	 259
財団設立 (登記) (昭和8年)	 259
初代理事長の選挙 (昭和8年)	 260
財団設立時の選挙 (昭和8年)	 260
役員の選出 (昭和8年)	 26
設立時の財産 (昭和8年)	 262

	茄子川区の解散 (昭和8年)		262
	財団設立準備(協議会) (昭和8年)		262
	財団の設立 (昭和8年)		263
	区有土地管理 (昭和8年)		265
親	法人への移行		
	地域振興財団への移行経過		266
	平成の公益法人改革とは (平成18年)		268
	公益法人改革の取り組みについて (平成20年)		268
	財団設立新法人への移行 (平成22年)		269
	新法人移行への特別委員会 (平成22年)		272
	「公益法人移行認定」申請手続きの承認につ	いて (平成22年)	272
	財団設立 (新法人茄子川地域振興財団の事業)		273
	新法に基づく新公益法人申請 (平成24年)		275
	認定後のスケジュールについて (平成24年)		276
	新法人第1回理事会 (平成25年)		276
貝	団運営の歴史		
	財団運営 (産業振興財団、地域振興財団)		279
	財団の運営 (昭和8年~)		280
	茄子川協議会 (昭和11年)		281
	通常評議員会 (昭和12年)		282
	理事の報酬 (昭和12年)		283
	財団運営 (昭和12年代)		283
	劇場(昭和13年)		283
	事務引継(昭和16年)		284
	事務引継(昭和43年)		284
	100年林建設 (昭和57年)		284
	理事の選出 (平成4年)		285
	県の指導 (平成9年)		285
	寄附行為の変更 (平成11年)		286
	イモ穴の陥没 (平成12年)		286
	盗難事件 (平成16年)		286
	借地権料 (平成16年)		287

	芋穴の件 (平成17年)		287
	保古山について (平成21年)		288
	評議員会招集請求 (平成21年)		288
	字二ツ岩の有効活用事業 (平成21年)		289
	財団理事の推薦 (平成22年)		289
	新法人茄子川地域振興財団 (平成25年)		293
	新法人第1回理事会 (平成25年)		294
	シンボルマーク (平成26年)		295
	リニア駅の設置と開発協定 (平成26年)		295
	中津川西部テクノパーク構想 (平成28年)		296
	太陽光発電と山林の無断伐採 (平成29年)		296
則	団センター		
	財団センターの建設		297
	センター建設 (平成5年)		299
	財団センターの建設の経過 (平成6年)		305
ā	念式典		
	設立祝賀会 (昭和8年)		307
	10周年式典 (昭和17年)		309
	20周年記念 (昭和27年)		309
	設立30周年(昭和37年)		309
	事務所新築落成式 (昭和39年)		310
	二子塚宅地造成記念 (昭46年)		310
	財団設立40周年(昭和47年)		311
	財団設立50年記念 (昭和57年)		311
	財団事務所移転 竣工式典 (平成6年)		312
	財団設立80周年及び地域振興財団設立式典 (平	^z 成25年)	312
1	益目的事業		
	定住化促進事業「新町、二子塚」(昭和41年)		313
	三坂団地建設事業 (昭和42年)		313
	三坂団地造成工事		313
	美坂団地、二子塚団地建設費の収支状況 (昭和	46年)	318
	美坂団地建設 (昭和49年4月)		319

	二子塚団地に係る洞穴について (二子塚団地)		320
	定住化促進事業の課題と今後について (平成174	年12月)	320
	美坂住宅団地の擁壁崩落事故 (平成18年)		321
健	康増進事業		
	高齢者健康増進事業「マッレトゴルフ」		322
	マレットゴルフ場進入路建設 (平成17年6月)		322
	マレットゴルフ場決算書 (平成19年度)		323
	マレットゴルフ場会員募集 (平成20年)		323
	マレットゴルフ場の会員 (平成21年5月)		323
	マレットゴルフ場運営委員会 (平成21年)		324
体	験学習事業		
	里山体験学習会事業 (平成25年~)		325
地	域振興事業		
	地域振興状況の支出状況 (昭和38年~46年)		328
	財団への陳情、請願(昭和50年)		329
	二軒屋の児童公園用地 (平成元年3月)		329
	二軒屋倶楽部建設助成金 (平成2年)		329
	進入道路借地願い (平成2年)		330
	消防自動車寄付 (平成4年)		330
	消防機具庫用地 (平成7年)		330
	老人クラブ助成事業 (平成15年)		330
	下水道基金について (平成20年)		331
	地域安全情報センター設置事業助成について		331
	公共下水道終末処理場建設支援事業		
	第7区環境整備への支援について (平成22年)		
	終末処理場建設に伴う環境整備助成 (平成25年)		332
	地域振興事業(助成金支払い状況) (平成25年~	平成30年)	332
裁	判記録		
	裁判 二軒屋訴訟事件 (昭和10年)		338
	公共目的以外の土地処分 土地の売却(小川不動産) (昭和40年)		338
	土地の売却(ドライブイン恵那)(昭和41年)		338

㈱グリーンランド中津川との契約		338
グリーンランド事件 (昭和41年)		339
グリーンランド事件公開質問状 (昭和41年)		341
グリーンランド中津川への売却 (昭和42年)		342
グリーンランド事件と区民運動 (昭和42年)		343
区民の署名運動 (昭和43年)		345
裁判に係る調査報告 (昭和42年)		345
グリーンランド事件の真相 (昭和43年)		346
処理委員会の発足 (昭和43年)		346
財団公金の私物化 (昭和44年)		347
グリーンランド中津川及び○氏事件との話し	合い (昭和46年)	347
境界問題について (昭和46年)		347
登記手続き未了裁判 (平成10年)		348
区有地の管理問題 (平成16年)		
登記処理を怠った財団の責任事件 (平成16年)		349
借地権問題		350
借地補償金請求裁判 (平成21年)		350

第13章「神社仏閣の歴史」

神	社仏閣の歴史	
	神社仏閣のこと	 353
	五百羅漢のこと	 353
	二軒屋のお宮のこと	 353
誀	訪神社	
	諏訪神社宝物の照会文書 (明治30年)	 354
	諏訪神社式典の届け出 (明治30年)	 355
	諏訪神社 神社への寄付 (明治31年)	 355
	社寺用地払下願 (明治34年頃)	 356
	二軒屋神社 (明治37年)	 356
	諏訪神社 神社会計の歴史 (大正元年~昭和40年)	 356
	神社の改築修繕 (大正7年~大正13年)	 358
	諏訪神社の内規 (昭和6年)	 359
	二軒屋神社仏閣建設の寄付請願書 (大正9年)	 360
	諏訪神社 神社屋根替工事 (大正13年)	 360
	諏訪神社例大祭の変更 (昭和3年)	 361
	諏訪神社会計事務引継 (昭和7年)	 362
	伊勢神宮の初詣の募集 (昭和8年)	 362
	諏訪神社の登記 (昭和8年)	 362
	諏訪神社 (神社会計の独立) (昭和9年)	 363
	諏訪神社第1回社務議員会の開催 (昭和9年)	 363
	刀剣の紛失の件 (昭和10年)	 365
	村社諏訪社会計の状況 (昭和11年頃)	 366
	神馬から花御輿 (昭和11年)	 366
	諏訪神社会計の状況 (昭和12年)	 366
	諏訪神社玉垣建築 (昭和13年)	 367
	御神馬の件 (昭和15年)	 367
	諏訪神社神饌所新築 (昭和17年)	 368
	宗教法人登記 (昭和27年)	 368
	諏訪神社御神殿屋根葺替 (昭和27年)	 369
	雅楽器購入(昭和27年)	 369

諏訪神社の獅子舞の刀のこと (昭和36年)	 369
室戸台風被害 (昭和36年)	 370
恵那郡内の神社一覧表 (昭和36年)	 370
諏訪神社(御神刀所有届) (昭和37年)	 370
花馬のこと (昭和37年)	 371
諏訪神社の管理は区長会へ (昭和43年)	 371
神社改修と神社山林の贈与 (昭和63年)	 371
直会殿新築助成 (平成2年)	 372
諏訪神社坂本天満宮造営助成金 (平成11年)	 372
五百羅漢	
御料地五百羅漢の払下 (明治34年)	 374
五百羅漢 中切組の支配権 (大正13年)	 377
五百羅漢の存在 (昭和16年)	 377
五百羅漢の会計状況昭和 (昭和43年)	 378
五百羅漢と財団 (平成12年)	 378
源長寺	
お寺 源長寺 (大正13年)	 379
源長寺檀徒総代選挙の件 (昭和11年)	 379
源長寺(昭和30年)	 379
その他お宮	
その他お宮 (昭和3年)	 380
お宮への助成 (平成2年)	 380

第14章「公共施設の歴史」

1	公共施設の歴史	
	舞台のこと	 38
	学校のこと	 38
	郵便局、駐在所(警察署)のこと	 38
舞	昔台について	
	舞台について	 382
	舞台(江戸時代文化8年)	 382
	舞台 (江戸時代)	 382
	舞台の桟敷席再建絵図 (明治21年)	 383
	芝居興業のこと (明治31年)	 384
	公会堂の建設 (大正10年)	 385
	茄子川劇場建設 (大正10年頃か)	 38
	坂栄座 (大正11年)	 386
	宝盛座の修繕 (昭和2年)	 386
	劇場の修繕 (昭和3年)	 38
	舞台の興業の状況 (昭和5年~6年頃)	 38
	劇場使用料返納の件 (昭和12年)	 38
	劇場(坂栄座)(昭和20年)	 38′
	舞台 宝盛座と名称変更 (昭和27年)	 388
	宝盛座の運営 (昭和34年)	 388
	宝盛座の処分議決 (昭和41年)	 388
	宝盛座の取り壊し (昭和41年)	 388
学	や校のこと	
	尋常高等小学校 (明治5年~42年)	 389
	学校の建設 (明治34年)	 389
	害虫駆除作業 (明治36年)	 389
	学校の合併と移転 (明治39年)	 390
	学校新築の件 (明治43年)	 390
	学校の修理 (大正10年)	 39
	林間学校プール (昭和61年)	 39

郵便局のこと 郵便局の問題 (昭和5年) 茄子川の郵便局 (昭和9年) 郵便局の移転 (昭和9年) 坂本郵便局 (昭和46年) 駐在所のこと 駐在所のこと (明治36年頃) 自動車試験場のこと 自動車試験場用地 (昭和39年) テレビ中継塔のこと 根の上テレビ塔の設置 (昭和37年) 射撃場のこと 射撃場の設置 (昭和37年)

第15章「合併紛争の歴史」

合併紛争σ	麻中
口加初节以	/)定文

合併紛争について		395
茄子川と恵那 (大井町) の関係 (昭和3~4年)		396
茄子川村の合併 (昭和25年)		396
茄子川地区市制問題協議会 (昭和27年)		398
合併反対派 県の陳情 (昭和28年)		400
村長リコール書提出 (昭和28年)		400
合併問題で村長リコールの仲介 (昭和28年)		401
合併への中立を訴える声明 (昭和29年)		402
合併反対運動激化 (昭和29年)		402
県庁請願と反対運動 (昭和29年)		402
婦人会の反対運動 (昭和29年)		403
坂本村の廃村式 (昭和29年)		404
分村運動起きる (昭和29年)		404
西諏訪クラブ刺激紛争事件 (昭和29年)		405
恵那市と中津川市の新市建設計画の検討 (昭和	29年) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	406
旧坂本村住民諸君に訴える (昭和29年)		406
分離祈願祭 (昭和29年)		406
茄子川住民投票の実施 (昭和29年)		407
独立村発足協議 (昭和29年)		407
恵那市分離編入の請願 (昭和29年)		407
「恵那の皆様へ」リーフレット配布 (昭和29年)		408
分離決起大会 (昭和29年)		409
合併反対行動と投票所設置問題 (昭和30年)		409
自治省訪問 (昭和30年)		410
分離区民大会 (昭和30年)		410
分離促進行動(昭和30年)		410
解決委員会設置 (昭和30年)		411
反対派分離促進訴之座り込み (昭和30年)		411
ハンスト行動 (昭和30年)		412
否納税の動き (昭和31年)		414
合併問題の発生と歴史		415
中津川市編入に係る調定 (昭和29年6月27日)		416
円満解決のための声明書 (昭和29年)		417

第16章「源根溜池と源根林道の歴史」

源根溜池の歴史

源根溜池について	419
源根溜池と財産処分 (昭和5年)	420
源根溜池改修と窮民救済事業 (昭和5年)	421
源根溜池施工決定 (昭和6年)	421
源根溜池新設事業と失業救済 (昭和7年)	421
源根溜池建設請願運動 (昭和7年)	422
源根溜池建設の動き (昭和10年)	423
源根溜池建設委員会 (昭和10年)	423
源根溜池築造費補助 (昭和11年)	424
源根溜池補助 (昭和37年)	424
源根溜池の改修 (昭和62年)	425
源根溜池改修工事(昭和62年)	425
源右衛門の碑移転助成願 (昭和63年)	426
二軒家の溜池	
二軒家の溜池	426
二軒家の大溜池 (大正5年)	426
二軒家の溜池 (大正11年)	427
二軒屋溜池堤防工事 (昭和10年)	427
二軒屋溜池改修工事について (昭和42年)	427
二軒屋溜池改修工事 (平成9年)	427
二軒屋溜池水路改修 (平成11年)	427
二軒屋ため池耐震事業 (平成26年)	428
その他溜池	
その他溜池 (二軒屋)	428
溜池設置の願届 (明治43年頃)	428
青木溜池 (昭和11年)	
深沢溜池 (昭和15年)	429
源根林道	
源根林道について	430
源根林道 (昭和7年)	430
道路(源根林道) (昭和54年~)	430

リニア展望台		 432
リニア展望台		
源根林道(平成15年)		 431
源根林道(平成4年)		 431
源根林道(記念碑建設)	(昭和62年)	 431

第17章「歴代茄子川区長、理事長」

歴代茄子川区長、理事長のこと (大正5年~13年)	 434
昭和2年頃	 435
歴代の茄子川区長 理事長 (昭和3年~8年)	 436
財団記念写真 (昭和38年~平成28年)	 437
感謝状昭和44年~平成5年	 437
第18章「里山の遺産」	
里山の遺産のこと	 439
資料編	 443